

みどりの食料システム戦略



逆引き

施策活用ガイドブック

令和 5 年 9 月 版

MAFF
農林水産省

みどりの食料システム に向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？



令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。

みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、

すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で

環境負荷の低減に取り組むことが重要です。

そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、

国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。

環境負荷低減に向けた取組のポイント

調達

- ・ 環境負荷低減に資する新たな技術や品種の研究開発
- ・ 家畜排せつ物や食品残さ等の地域の未利用資源の活用
- ・ 廃熱等の地域エネルギーの活用 など

生産

- ・ 堆肥を用いた土づくり
- ・ 化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・ 秋耕や中干し延長など水田メタン削減
- ・ 施設園芸の省エネルギー化
- ・ バイオ炭の施用
- ・ 生分解性マルチの導入 など

環境負荷低減の努力を
消費者の選択につなげるため
温室効果ガス削減の効果を
「見える化」してみませんか？



消費

- ・ 環境にやさしい農林水産物を用いた新たな商品の開発・需要の開拓
- ・ 環境にやさしい農林水産物の流通コスト削減に向けた流通の合理化 など

加工 流通

目 次

※支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますので御留意ください。
※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

調 達

研究開発に取り組む方・資材製造事業者の方向け

- ・ 基盤確立事業の認定を受けるには？ 1
- ・ 設備投資に活用できる支援措置について知りたい 3
 - みどり投資促進税制
 - 新事業活動促進資金
 - 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策
 - バイオマスの地産地消対策
- ・ 環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい 5
 - オープンイノベーション研究・実用化推進事業
 - スタートアップへの総合的支援
 - 中小企業イノベーション創出推進事業
- ・ 環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい 7
 - 「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

生 産

農業者の方向け

- ・ みどり認定を受けるには？ 8
- ・ 設備投資に活用できる支援措置について知りたい 10
 - みどり投資促進税制
 - 農業改良資金
 - 畜産経営環境調和推進資金
 - 強い農業づくり総合支援交付金
 - 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 環境にやさしい農業の実践に向けて、地域で新たな取組を始めたい 13
 - みどりの食料システム戦略推進交付金
 - グリーンな栽培体系への転換サポート
 - 有機農業産地づくり推進
 - SDGs対応型施設園芸確立
 - 地域循環型エネルギーシステム構築
- ・ 環境にやさしい取組への直接支払いや経営体への支援について知りたい 16
 - 環境保全型農業直接支払交付金
 - 有機転換推進事業
 - 環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）
- ・ J-クレジット制度について知りたい・活用してみたい 18

加工・流通

食品事業者の方向け

- ・ 基盤確立事業の認定を受けるには？ 19
- ・ 有機農産物等の加工・流通施設の整備に活用できる支援措置について知りたい 20
 - 食品流通改善資金
 - 農山漁村発イノベーション対策
 - 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

消 費

農業者・食品事業者・市町村の方向け

- ・ 農産物の温室効果ガス削減の取組を発信したい 22
 - 温室効果ガスの「見える化」実証
- ・ 農産物の学校給食への活用や食育を進めたい 23
 - 学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業
 - 有機農業産地づくり推進

- 【付録】 みどり認定等に対する関連事業の優遇措置の状況 24

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援（研究開発、資材・機械の生産・販売）

- **みどりの食料システム法**では、みどりの食料システム戦略の実現に向けた新たな技術の研究開発・実証や環境負荷低減に資する資材・機械等の普及拡大の取組を「**基盤確立事業**」と位置づけ、その取組を促進しています。
- 基盤確立事業に取り組む事業者の方は、その**事業計画（基盤確立事業実施計画）**を作成し、**国（主務大臣）の認定**を受けることで、さまざまな支援を受けることができます。



● 認定の対象となる取組

- 本制度は、基盤確立事業の取組を通じて、農林漁業者が化学肥料・化学農薬の使用低減や有機農業、温室効果ガスの排出削減などに取り組もうとする際の**課題を解決**し、農林漁業者が**環境負荷低減に取り組みやすくなる**環境を整備することを目指すものです。
- 認定の対象となる基盤確立事業の内容は、**法に基づく国の基本方針**に定めています。

取組類型		取組内容
①	先端技術の研究開発・実証	環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業
②	新品種の育成	病虫害抵抗性や少肥適応性等、環境負荷の低減に資する生産方式に適した新たな品種を育成する事業
③	環境負荷の低減に資する資材又は機械の生産・販売	【資材】 堆肥を広域的に流通させるためのペレット堆肥や混合堆肥複合肥料、食品残さを活用した有機質肥料その他の環境負荷の低減に資する資材の製造及び販売に取り組む事業 【機械】 除草機や可変施肥機その他の環境負荷の低減に資する機械類の製造及び販売に取り組む事業
④	環境負荷の低減に資する機械のリース・レンタル	環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械等の産地全体での導入の加速化に資する当該機械類等のリース・レンタル等を行う事業

「基盤確立事業の認定を受けるには？」



みどりの食料システム法に基づく支援(研究開発、資材・機械の生産・販売)

● 主な支援内容

① みどり投資促進税制

■ 資材製造事業者向け

化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造に取り組む事業者の方は、設備投資を行う場合に**みどり投資促進税制**(特別償却)の適用を受けることができます。

■ 機械メーカー向け

化学肥料・化学農薬の使用を低減させる農業機械等について、計画認定と合わせて確認を受けることで、**農業者向けみどり投資促進税制**の対象機種にできます。

② 日本政策金融公庫等による低利融資 ※別途、日本公庫等による審査が必要となります。

新たに開発した環境負荷低減に資する農業機械や生産資材等の製造設備等を導入する場合に、日本政策金融公庫の**新事業活動促進資金**について、**特別利率②**での貸付を受けられます。

③ その他の支援措置

■ 種苗法の特例

認定された基盤確立事業実施計画の成果として育成された新品種について、品種登録の**出願料及び登録料(1～6年目)**を**4分の3軽減**します。

■ 行政手続のワンストップ化

事業実施に必要な施設整備等に関する農地転用許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続を、計画認定申請と同時に行うことができます。

このほか、さまざまな国の補助事業で採択ポイントの加算などの優遇が受けられます。

● 申請の流れ・認定要件等

- 認定申請は**随時受け付けています**。認定をお考えの事業者の方は、取り組もうとしている事業内容が要件に合致するか等について、まずは**農林水産省に事前相談**をお願いします。

事前相談はコチラまで

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ
midorihou_kankyo_bio@maff.go.jp ☎03-6744-7186

- 国の基本方針及び審査基準に基づき、「事業効果が広域的に波及するか」「事業内容に一定の先進性があるか」等の観点から審査を行います。
認定要件の詳細については、あらかじめ農林水産省HPから御確認ください。



審査基準

- これまでに認定された計画の概要は農林水産省のHPに公表しています。



これまでの認定状況

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」



基盤確立事業者向け税制・融資

● みどり投資促進税制 (法人税・所得税)

令和6年度税制改正要望【延長】

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、堆肥などの**化学肥料・化学農薬の代替となる生産資材を製造する設備**を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却(特別償却)できます。(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者 化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を広域的に供給する事業者

対象設備

- 計画認定を受けた後、令和4年7月1日から令和6年3月31日までに取得したものであること
- 化学肥料又は化学農薬の代替となる生産資材を製造する専門の機械等及び当該機械等と一体的に整備する建物
(例:堆肥製造装置、バイオコンポスター、ペレット化装置、袋詰め装置など)

ポイント

- ① 計画認定を受けた後に機械等を取得する必要があります(タイミングに注意!)
- ② 確定申告の際に、必要書類等を記載して最寄りの税務署に申告してください
- ③ 補助金との併用も可能です

お問合せ先

農林水産省みどりの食料システム戦略グループ(☎03-6744-7186)

● 新事業活動促進資金 <公庫中小事業・国民生活事業>

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、環境負荷低減に資する新たな資材・機械類の普及拡大に向けた設備投資を行う事業者の取組を、中小企業の経営革新等への支援を目的とする**日本政策金融公庫の低利融資**で支援します。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けて、以下に取り組む中小企業

- ・ 環境負荷低減に資する資材・機械類の生産・販売
- ・ 環境負荷低減に資する機械類のリース・レンタル

詳しくはコチラ



日本政策金融公庫HP

使途・支援内容

- 当該事業の実施に必要な設備資金及び長期運転資金
(新たに開発した環境負荷低減に資する資材・機械の製造設備の取得など)
- 借入限度額:
 - ① 中小企業事業 7億2,000万円(うち運転資金 2億5,000万円)
 - ② 国民生活事業 7,200万円(うち運転資金 4,800万円)
- 借入金利: 2億7,000万円まで 特別利率②
- 貸付期間: 20年以内

ポイント

基準金利より約0.65%
利率が低くなります!

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫

【留意点】 公庫による審査の結果、御希望に沿えない場合があります。